

# 平成30年度司法書士試験受験案内書

法務省

この試験は、司法書士法第6条の規定に基づいて行われるものです。詳細は、司法書士法、同法施行令及び同法施行規則を参照してください。

なお、この案内書の記載内容について不明な点がありましたら、§8の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課にお問い合わせください。

## §1 受験資格

この試験は、年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができます。

## §2 受験申請手続及び受付期間等

### 1. 受験申請書等用紙の請求先

- (1) §8の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課で交付を受けることができます。
- (2) 郵送により請求する場合には、封筒の表に「司法書士請求」と朱書きした上、返送用として郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(120円)を貼った角形2号(A4判)の郵便封筒を同封してください。

### 2. 提出書類等

#### (1) 司法書士試験受験申請書(1)、同(2)、写真票及び筆記試験受験票

- (注) 1. 氏名及び生年月日は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください(受験申請書(2)裏面の「記入に当たっての注意事項」参照)。
2. 下の(4)の書面等を提出する場合は、筆記試験受験票(はがき)に郵便切手を貼る必要はありません。
  3. 平成29年度の司法書士試験の筆記試験合格者であって今回の筆記試験の免除を受けようとする受験者(以下「筆記試験免除申請者」といいます。)は、筆記試験受験票への記入は不要です。
  4. 受験申請書等の記載事項等に不備がある場合、受理せずに返却することもありますので、十分注意して記入してください。

#### (2) 受験手数料8,000円(収入印紙で納付)

- (注) 1. 収入印紙は、受験申請書(2)の所定の欄に貼り付けてください。
2. 受験手数料は、受験しなかった場合でも返還しません。

#### (3) 写真

脱帽して正面から上半身を写した背景のない写真(申請前3か月以内に撮影したもの。大きさ縦5cm、横5cm)を写真票の所定の欄に完全に貼り付けてください。

なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼り付けてください。

おって、写真が不鮮明である場合には差替えをお願いすることがあります。

#### (4) 筆記試験免除申請者についてその資格を証する書面等

筆記試験免除申請者は、平成29年度の筆記試験合格通知書原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。なお、郵送により提出する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(書留料金を含む。)を貼った原本返送用の封筒を一緒に提出してください。